「吉兆くん」のすぐわかる公益認定申請等に係る 証明書の請求の方法 特別出張講座

深草にお住まいの方、こんにちは~。 深草以外にお住まいの方、はじめまして~。

深草地域のマスコットキャラクターの吉兆くんだクィ。

今日は吉兆くんが深草から飛び出して、

『公益認定申請等に係る証明書』

の請求の方法について、説明しちゃうよ。

それでは、張り切って説明しますので、 皆さんついてきてね~。

ゴキッチョー!

※「クィ」と「ゴキッチョー」は吉兆くんの口ぐせです。 温かく見守ってあげてください。 うずらの鳴き声は「ご吉兆(きっちょう)」と聞こえるからなんだそうです。



深草地域のマスコット キャラクター 深草うずらの吉兆くん (特別出張講座中)

- ①公益認定申請等に係る証明請求書
- ②本人確認書類
- ③ (代理人による申請の場合)本人からの委任状
- ※法人の登記事項証明書(「法人等設立・解散・変更届出書」を 京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要。写しでも可)

公益認定申請等に係る証明書」の請求には、これらの書類を用意する必要があるよ。



この証明書は、

「過去3年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。」

を証明するものなんだよ。

なので、過去3年以内に滞納して差押え等の処分を受けていれば、 その後、完納したとしても発行はできないよ。

①公益認定申請等に係る証明請求書

では、書類の作成に取り掛かるクィ。

(1)**の**

「公益認定申請等に係る証明請求書」を用意してみよう。

添付ファイルをクリックして、 A3サイズで拡大印刷、又は A4サイズで印刷してから、A3サイズに拡大コピー(141%拡大) してください。 ①<u>公益認定申請等</u> に係る証明請求書



公益認定申請等に係る証明請求書

証明書の 使用目的 公益	認定申請書又は事業報告等に係る提出書に添付するため				
証明内容 過去	内容 過去3年以内において市税の滞納処分を受けたことがないこと。				
上記の事項を証明	用してください。		証明		
		令和 年 月 日	書の		
(宛先) 京都市县	į.		納納		
窓口に来られた方 (請求者)	住 所		税義		
	フリガナ		務		
本人確認ができるもの を提示してください。			者等		
	連絡先電話番号	()	欄		
	納税義務者との関係	□本人(代表者本人) □従業員 □代理人 □その他()	10		
		、の代表者印を押印した委任状が必要です。	ŧ		
		1の押印が必要です。	住		
どなたの証明が 必要ですか	住 所 (所在地)		所		
(納税義務者等)	0711		氏		
(上記と同一の場合は、記	101 (2000) 2000		名		
する必要はありません。)		(代表)	ے ا		
	(HILAY I MARKE)	→ 者印 /	記		
±+1====================================		※法人の場合は、代表者印を押印してください 場合は右欄の口にく印	λ		
		場合は右欄の口に✔印 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	L		
			τ		
京都市使用欄			<		
確認		課長係長係員	だ		
	トンバーカード・保	保険証・	t		
社員証・その(No. (11 ()	U		

請求書の書き方だクィ。



証明請求書の左半分、 請求書の枠で囲った部分を 記入から始めちゃうよ。 令和 6 年 2 月 26 日

(宛先) 京都市長

窓口に来られた方 (請求者)	住 所	京都市中京区上本能寺町488番地
	フリガナ	オイケ ハナコ
本人確認ができるもの を提示してください。	氏 名	御池 花子
	連絡先電話番号	075 (213) 5200
	納税義務者との関係	□本人(代表者本人)

- ※代理の方が請求する場合は、法人の代表者印を押印した委任状が必要です。
- ※法人が請求する場合は、代表者印の押印が必要です。

ここでは、請求者、つまり窓口に来られる方の情報を 記入するんだよ。

住所には、法人の所在地ではなく、

窓口に来られた方の住所を記入してね。

氏名にも、窓口に来られた方、

例えば法人の従業員等の方が来られたら、

従業員等の方の氏名、連絡先を記入し、納税義務者との関係の該当するところにチェックを入れてね。

請求される方の 情報を記入するよ。



どなたの証明が	住 所	京都市中京区虎屋町566番地の1		
必要ですか	(所在地)	ス郎・ドイボビル(選手) JUU 国地ツ I		
(納税義務者等)	フリガナ	コウエキシャダンホウシン キョウトマルハッシンコウキョウカイ ヤマダ タロウ		
(上記と同一の場合は、記入	氏 名	公益社団法人 京都O×振興協会		
する必要はありません。)	(名称及び代表者氏名)	代表理事 山田 太郎 「京都O×振興協会		
		代表理事 /		
・市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の□に✔印 □				

П

証明する法人の 情報を記入するよ。

- 市たばこ税の納税義務者である場合は右欄の□に✔印
- ・入湯税の特別徴収義務者ある場合は右欄の□に✔印

ここでは、証明書が必要な方、 つまり法人の情報を記入するよ。

法人の所在地、法人の名称と代表者名を 記入して、代表者印を押印してね。

これで左半分の請求書の部分は完成、 続いて右半分の証明書の部分を記入するクィ。



公益認定申請等に係る証明書

 納税義務者等
 住 所
 所

 (所在地)
 京都市中京区虎屋町566番地の1

 氏 名 (名称及び代表者名)
 公益社団法人 京都〇×振興協会 代表理事 山田 太郎

こちらの右半分が証明書になりますので、 納税義務者、つまりもう一回、法人の 所在地、名称及び代表者名を記入します。

これで「公益認定申請等に係る証明書」の 記入は完成だよ。 ね?吉兆くんの説明のおかげで、とても簡単だったでしょ。

でも、窓口に行くのはちょっと待ってクィ。 証明書の発行には、まだ必要な書類があるんだよ。 証明する対象である 納税義務者(法人)の 住所と氏名を書くよ。



②本人確認書類

本人確認書類は

運転免許証や健康保険証等のことだよ。 マイナンバーカードも、もちろん使えるクィ。 でも通知カードは本人確認書類ではないので 使えないんだよ。

従業員等の方が請求する場合は、 従業員等の方の本人確認書類が必要なんだクィ。 窓口に来られた方の本人確認書類が必要ってことだよ。

代理人の場合は、代理人の本人確認書類が必要だクィ。



マイナンバーカード表面
〇 本人確認書類です



通知カード
× 本人確認書類では
ありません

本人確認書類も持参してね。



③(代理人による申請の場合)本人からの委任状

代理人が請求するなら 委任状を 必要なら用意しましょう。

③委任状

代表者、従業員等以外の方が請求するなら、 委任状が必要になるクィ。

法人からの委任の場合、委任状に代表者印の押印が必要だよ。請求書に代表者印の押印は不要だクィ。

委任状は特に決まった書式はないですけど、 良ければ見本をどうぞ~。



では最後の必要書類、 法人の登記事項証明書について 説明しますよ~。 ※法人の登記事項証明書(「法人等設立・解散・変更届出書」を 京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要 (写しでも可))

京都市市税事務所に

「法人等設立・解散・変更届出書」を提出していない法人の方は、

法人の登記事項証明書を用意してください。

収益事業を行わない 公益社団法人又は公益財団法人は、 京都市市税事務所に 「法人等設立・解散・変更届出書」を 提出する必要はないですよ。

もし収益事業があるようでしたら、 「<u>法人等設立・解散・変更届出書</u>」の提出と 法人市民税の申告をお願いします。

法人の登記事項証明書を 用意しましょう

(「法人等設立・解散・変更届出書」 を京都市市税事務所に 提出していない法人の場合のみ)。



- ①公益認定申請等に係る証明請求書
- ②本人確認書類
- ③ (代理人による申請の場合)本人からの委任状
- ※法人の登記事項証明書(「法人等設立・解散・変更届出書」を 京都市市税事務所に提出していない法人の場合のみ必要。写しでも可)

では、上記の必要書類を持って、 発行窓口に行こう。

この証明書の発行窓口は、

軽自動車税事務所(分室) (〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566番地の1 井門明治安田生命ビル5階) だクィ。 発行窓口はどこ? 何時まで? 手数料はいくら?



平日の8時45分から17時00分まで証明書を交付できるクィ。 手数料は1通400円だクィ。



書類の作成、お疲れさまでした。

『「吉兆くん」のすぐわかる公益認定申請等に係る証明書の請求の方法特別出張講座」』でした。

吉兆くん、今日は税金の証明書について、説明しちゃったけど、 普段は深草にいるよ。深草にも遊びに来てね~。 ゴキッチョー!